

ふじのくに先端医療総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.7 + 4.7) / 2 = 4.7$

4.7

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	がん診断装置・診断薬の開発	100%	5
2	その他医療関連製品の開発	260%	5
3	医療機器生産金額(県内)	92%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 4.7$

4.7

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.7

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(4.0 + 4.0 + 5.0) / 3 = 4.3$

4.3

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業

(事項)

・国内品質業務運営責任者の資格要件の緩和

(概要)

・厚生労働省は、薬機法の国内品質業務運営責任者の資格要件である3年以上の業務従事経験について、ISO9001又はISO13485に係る品質管理業務の従事経験も認めることとし、平成27年9月1日に通知を改正した。

(事項)

・産業支援機関に対する医薬品等適正広告基準の緩和

(概要)

・厚生労働省から、産業支援機関が行う事業の成果に関する情報提供の範囲内であれば、承認された効能効果や性能等を逸脱しないように留意しつつ、医療機関等に対するPRや学会・展示会等への出展・製品説明、紹介をすることは可能であるとの見解が示された。

専門家による評価の平均値

4.0

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

5.0

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.4

・産官学の連携が良好で、多面的な支援策が相互に関連しながら事業が進展するなど、当初の目標を超える展開も見られる。

・本特区で開発された医療技術・製品の生産、利用によりどのような影響が地域経済にあつたかについても分析を行うことが望まれる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.4

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.7 + 4.3 + 4.4 \times 2) / 4 = 4.5$

4.5

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。